消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

News Release

令和８年９月 25 日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 35 条第１項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

〇特記事項あり

リチウム電池内蔵充電器に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

１．ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故　６件
（うちイヤホン（コードレス式、マイク付、リチウムポリマーバッテリー内蔵）１件、スピーカー（充電式）２件、
食品乾燥機１件、電動アシスト自転車１件、リチウム電池内蔵充電器１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故　11 件
（うち扇風機（充電式、携帯型）１件、
電気掃除機（充電式、スティック型）１件、電気掃除機（充電式）１件、
エアコン１件、リチウム蓄電池１件、エアコン（室外機）１件、
ポータブルトイレ１件、ガラス製容器１件、リチウム電池内蔵充電器２件、
ウォーターサーバー１件）

４．製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

１．～４．の詳細は別紙のとおりです。

５．留意事項
これらは消費生活用製品安全法第 35 条第１項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A202400801、A202500643、A202500674、A202500687、A202500755 を除く。）。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

６．特記事項

アンカー・ジャパン株式会社が輸入したリチウム電池内蔵充電器について（管理番号：A202600689）

①事故事象について

アンカー・ジャパン株式会社（法人番号：8010001151445）が輸入したリチウム電池内蔵充電器をリュックサックに入れていたところ、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（回収・交換）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、セル製造サプライヤーによる不適切な部材使用が見付かり事故の可能性があることが判明したことから、事故の再発防止を図るため、2025 年（令和７年）６月 26 日にウェブサイトへの情報掲載、プレスリリースの配信・公開、メールマガジン配信及びＤＭでの周知を行い、対象製品について回収及び交換を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A202600689）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：商品名、色、ＪＡＮコード、型番、販売期間、対象台数

商品名	色	JAN コード	型番	販売期間	対象台数
Anker Power Bank (10000mAh, 22.5W)	ブラック	4571411219498	A1257011	2024 年 5 月 16 日 ～ 2025 年 6 月 6 日	401,771
	パープル	4571411219511	A12570V1		
	ホワイト	4571411219504	A1257021		
	ピンク	4571411227592	A1257051		
	ブルー	4571411227585	A1257031		

2025 年（令和７年）６月 26 日からリコール（回収・交換）を実施
回収率：55.3%（2026 年９月 24 日時点）

＜リコール対象製品での事故件数＞

対象製品におけるリコール対象の内容による 2024 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第１項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況
2026年度	0	－
2025年度	7	火災
2024年度	0	－

※当該事故（管理番号：A202600689）は含まない。

＜対象製品の外観及び確認方法＞

対象製品の外観

Anker Power Bank（10000mAh, 22.5W）



Anker MagGo Power Bank（10000mAh, 7.5W, Stand）



確認方法

型番：A1257 をお持ちの方はシリアルナンバーを確認してください。



④使用者への注意喚起
　対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う回収及び交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】
アンカー・ジャパン株式会社　受付窓口
　電　話　番　号：0120-775-171
　受　付　時　間：９時～17 時（土・日・祝日を除く。）
　ウェブサイト：https://corp.anker japan.com/posts/555
　　※オンライン受付フォーム（24 時間）
　　https://www.anker japan.com/pages/202506-support

【本発表資料の問合せ先】
消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）
担　当：松本、上田（俊）、別所、箭竹、上田（謙）
電　話：03(3507)9204（直通）
ＵＲＬ：https://www.caa.go.jp/
経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室
担　当：日野、松本、中谷
電　話：03(3501)1511（内線）4311

■消費生活用製品の重大製品事故一覧　　別　紙

1．ガス機器・石油機器に関する事故（製品起因か否かが特定できていない事故を含む。）

該当案件なし

2．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400801	令和6年10月7日	令和6年11月5日	イヤホン（コードレス式、マイク付、リチウムポリマーバッテリー内蔵）	TWS03R	株式会社final	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、充電ケースに内蔵されたリチウムポリマー電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損は著しく、電池セルが異常発熱した原因の特定には至らなかった。	神奈川県	令和6年11月8日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202500643	令和7年9月6日	令和7年9月22日	スピーカー（充電式）	A3117	アンカー・ジャパン株式会社	火災	当該製品に他社製の充電器を接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルの製造工程での管理不十分により、電池セルが内部短絡して出火したものと推定される。	三重県	令和7年9月26日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202500674	令和7年7月25日	令和7年9月29日	食品乾燥機	BLF-268RL-B	果動株式会社	火災	当該製品の電源を入れたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、取扱説明書に油脂の多い食品を乾燥する際の注意事項が記載されておらず、使用者が油脂の多い食品を調理した際に油脂があふれて製品内部に浸入し、ヒーターに付着した油脂が過熱して発火したものと推定される。	大阪府	令和7年10月3日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202500687	令和7年7月31日	令和7年10月2日	スピーカー（充電式）	A3117	アンカー・ジャパン株式会社	火災	飲食店で当該製品を充電中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 調査の結果、当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルの製造工程での管理不十分により、電池セルが内部短絡して出火したものと推定される。	大阪府	令和7年10月7日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202500755	令和7年9月28日	令和7年10月23日	電動アシスト自転車	YTRT-06	株式会社BESV JAPAN	火災	事務所で当該製品のバッテリーを保管中、当該製品のバッテリー及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、バッテリーに内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、異常発熱した原因の特定には至らなかった。	大阪府	令和7年10月28日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故（続き）

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600689	令和8年9月2日	令和8年9月18日	リチウム電池内蔵充電器	A1257	アンカー・ジャパン株式会社 （輸入事業者）	火災	当該製品をリュックサックに入れていたところ、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	兵庫県	令和8年9月17日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年9月15日 令和7年6月26日からリコールを実施（特記事項を参照） 回収率：55.3%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600681	令和8年8月12日	令和8年9月17日	扇風機（充電式、携帯型）	火災	当該製品のスイッチを入れたところ、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年9月7日
A202600682	令和8年7月9日	令和8年9月17日	電気掃除機（充電式、スティック型）	火災	当該製品に他社製のバッテリーを装着したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年9月15日
A202600683	令和8年6月22日	令和8年9月17日	電気掃除機（充電式）	火災	当該製品を洗車中の車両内に置いていたところ、当該製品のバッテリー部分から発火し、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	令和8年9月3日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年8月21日
A202600684	令和8年9月6日	令和8年9月17日	エアコン	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	製造から20年以上経過した製品
A202600685	令和8年8月17日	令和8年9月17日	リチウム蓄電池	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	茨城県	
A202600686	令和8年9月14日	令和8年9月17日	エアコン（室外機）	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	製造から20年以上経過した製品
A202600687	令和8年9月3日	令和8年9月17日	ポータブルトイレ	重傷1名	病院で使用者（90歳代）が転倒した当該製品の上に倒れ込み、座面ふたに左手の手指を挟み、負傷した状態で発見された。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	群馬県	
A202600688	令和8年7月14日	令和8年9月18日	ガラス製容器	重傷1名	当該製品に食品を入れてキッチン台に置いたところ、当該製品が破損して落下し、右足を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年8月10日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し厳重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故（続き）

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600690	令和8年8月21日	令和8年9月18日	リチウム電池内蔵充電器	火災	事務所で当該製品を鞄に入れていたところ、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年9月14日
A202600691	令和8年8月17日	令和8年9月18日	リチウム電池内蔵充電器	火災	駐車中の車両内で当該製品を鞄に入れていたところ、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	山梨県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年9月15日
A202600692	令和8年8月27日	令和8年9月18日	ウォーターサーバー	重傷1名	幼児（1歳）が当該製品の背面の排水口から排出された温水に触れて、火傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	福岡県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし